

重要事項説明書（訪問看護）

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者の名称	株式会社 人といのちの自然学校
代表者の氏名	菅原 法子
事業者の住所	大阪市都島区片町1丁目8-18-402号室
電話番号	電話 06-6356-6071 FAX 06-6356-6073

2 訪問看護サービスを提供する事業所について

名称	訪問看護ステーションゆいか
事業所の所在地	大阪市都島区片町1丁目8-18-402号室
連絡先	電話 06-6356-6072 FAX 06-6356-6073
介護保険事業所番号	2765290107
事業所の管理者	杉田 京子
通常の事業実施地域	都島区全域、城東区(国道1号線(今里筋)以西 寝屋川以北) 旭区高殿・北区(府道14号線以東)

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的：訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活の質の向上に努める。

運営の方針：利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって適切なサービスの提供を行う。

4 従業員

管理者 … 看護師 1名
職員 … 看護師 6名、理学療法士 1名 計 8名

5 サービス内容と料金

(1) サービス内容

1. 血圧・脈拍などの測定及び心身の状態のチェック
2. 家庭でのリハビリや介護方法の実際を指導
3. 看護処置及び在宅酸素など医療機器の管理方法の指導
4. 社会制度活用の援助と療養相談

(2) サービス利用料

・ただし2割・3割負担の利用者は以下の利用料の2倍・3倍となります。

サービス提供時間	20分未満 ^{※1}	30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満	
看護師による訪問	要支援	337円/回	502円/回	883円/回	1212円/回
	要介護	350円/回	524円/回	916円/回	1255円/回
※1 20分未満の訪問看護の実施条件 … 利用者に対し週1回以上、20分以上の訪問看護を実施しており 連絡に応じて訪問看護を24時間行える体制であること。					
理学療法士等による訪問 ※2	30分未満 要支援：316円/1回 要介護：327円/1回 ただし1回あたり20分以上で、利用者1人に週6回を限度とする。 ※2 1日に3回の訪問した場合は50・90%減算 ※事業所内の訪問看護の利用回数により1回につき8単位減算				

- ・早朝・夜間加算 午前6時～8時、午後6時～10時の間の訪問 …… 利用料の25%を加算
- ・深夜加算 午後10時～午前6時の間の訪問 …… 利用料の50%を加算

退院時共同指導加算	病院に訪問し、医師や看護師等と共同で退院後の療養生活指導を行った場合、1退院につき1回（特別な管理を要する場合は2回） … 667円/回
初回加算	新規に訪問看護計画を作成した場合 …… 退院当日390円、退院翌日以降334円
緊急時訪問看護加算	24時間連絡体制にあり、かつ、計画外の緊急訪問を必要に応じて行なう場合の体制に対する加算 …… 639円/月
特別管理加算	酸素吸入、点滴等の管理を行った場合 …… 278円/月
	胃瘻、チューブ類の管理、その他厚生労働大臣の定める状態 …… 556円/月
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に対し90分以上の訪問看護を実施した場合 …… 333円/回
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護職員が訪問看護を行った場合 30分未満 …… 282円/回
	30分以上 …… 447円/回
看護・介護職員連携強化加算	痰の吸引等について介護事業所と連携して、利用者に係る計画の作成の支援を行った場合 …… 278円/月
専門管理加算	特定分野の資格を持つ専門性の高い看護職員の訪問 …… 278円/回
ターミナルケア加算	主治医と連携してターミナルケアを計画的に行っており、死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを行なった場合 …… 2780円
サービス提供体制強化加算	充実したサービス提供体制として一定の要件をみたした事業所への加算 …… 7円/回

(3) その他の利用料

- ・事業所から片道4キロメートル以上の地域への訪問の際の交通費 …… 1訪問につき500円
- ・看取りの後のエンゼルケア料（体を清め替えやお顔を整えます） …… 15,000円

*介護保険料の滞納などによって「法定代理受領サービス」（利用料の1～3割負担）を利用できなくなり、「償還払い」（いったん利用料の全額(10割)を支払い、申請することで7～9割分の利用料が支給される)となる場合には、いったん利用料を全額(10割)自己負担していただくこととなりますので、ご了承ください。

6 利用料等の請求方法について

利用料、その他の費用の請求	利用料等はサービス提供毎に計算し利用月ごとの合計金額により請求いたします。 請求書は利用明細書とともにサービス利用月の翌月10日頃に利用者宅にお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	請求書の内容を確認の上、利用月の翌月末日までに、訪問した看護師にお支払いください。ご希望により銀行引き落としも可能です。
	利用料のお支払いを確認したのち領収書をお渡ししますので、大切に保管してください。

7 サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供可能日	月曜日から土曜日（日曜、年末年始(12/29～1/3)を除く）
サービス提供可能時間	午前9時00分～午後4時30分（緊急時はこの限りではありません）

8 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜、年末年始(12/29～1/3)を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者及びその家族の個人情報を用いません。また、利用者及びその家族の個人情報が含まれる記録物については、責任をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止いたします。

10 訪問看護計画について

サービス提供は、ケアプランに基づいた訪問看護計画を作成の上で実施します。計画作成にあたっては、利用者又はその家族に内容を説明し、同意を得た上でその計画書を利用者に交付します。サービス内容についての同意は文書により得るものとします。

11 記録の保管について

サービス提供記録は5年間保存します。
記録の閲覧、写しの交付（要実費）が利用者及び家族に限り可能です。

12 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者の体調悪化や事故発生等の緊急事態が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び医師などへの連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
また、賠償責任のある事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

13 虐待及び拘束の防止について

従業員は、利用者の人権の擁護・虐待や拘束の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 年2回の研修などを通じて、従業員の人権意識や知識技術の向上に努めます。
- (2) 従業員の支援にあたっての相談体制を整備し、利用者等の権利擁護に取り組める環境整備を行います。
・虐待や拘束防止に関する責任者 … 杉田 京子

14 事業継続計画について

事業所は、感染症や非常災害等の発生においても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、早期の業務再開を図るため、事業継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置に努めます。

【 都島区の訪問看護ステーション内との協力体制について 】

感染症や地震・台風などの自然災害等の影響で事業所が必要なサービスを提供できない期間が生じた場合、協定書を交わした当事業所以外の区内の訪問看護ステーションは一時的に「個人情報の保護」に基づき、守秘義務を課した上で必要なサービスを提供します。

15 衛生管理等について

事業所は従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を図り、感染症の予防対策の指針を整備し、研修を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

16 苦情等の相談体制について

- ・利用者又は利用者の家族は、提供されたサービス内容について不満があれば、いつでも苦情申し立てをすることができます。サービスに関する不満や苦情がございましたら、訪問看護ステーションゆいかまでご連絡ください。苦情担当職員が相談をお受けします。また、下記のとおりその他にも苦情申し立て機関があり、相談を受けております。
- ・サービス事業所は、利用者へ提供したサービスについて、利用者又はご家族から苦情の申し立てがあった場合は迅速、適切に対応し、サービスの質の向上、改善に努めます。
- ・サービス事業所は、利用者が苦情申し立てを行なった場合、これを理由として如何なる不利益な扱いも致しません。

《事業所の窓口》 訪問看護ステーションゆいか 担当 杉田 京子	所在地	大阪市都島区片町1丁目8-18-402号室
	電話番号	06-6356-6072
	受付時間	午前8時30分～午後5時30分
《行政の窓口》 区役所 健康福祉サービス課 *受付時間 午前9時～午後5時30分	都島区	都島区中野町2-16-20 ☎ 6882-9859
	城東区	城東区中央3-4-29 ☎ 6930-9859
	旭区	旭区大宮1-1-17 ☎ 6957-9859
	北区	北区扇町2-1-27 ☎ 6313-9859
	東成区	東成区大今里西2-8-4 ☎ 6977-9859
	中央区	中央区久太郎町1-2-27 ☎ 6267-9859
《公共団体の窓口》 大阪府国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNビル
	電話番号	06-6949-5418
	受付時間	午前9時～午後5時30分
大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）	所在地	大阪市中央区船場中央3丁目1-7-331
	電話番号	06-6241-6316
	受付時間	午前9時～午後5時30分